

第5章 各種通知

<消費者庁 食品表示基準に係る通知>	
○ 食品表示基準について	P 5 6
○ 食品表示基準Q&Aについて	P 5 7
<文部科学省 エピペン®等に関する通知>	
○ 「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について	P 5 8
<さいたま市教育委員会 通知>	
平成24年度	
○ 学校給食における食物アレルギーに関する事故防止について	P 5 9
○ 新年度の学校給食における食物アレルギー等を有する児童生徒等への対応等について	P 5 9
平成25年度	
○ 校外学習等における食物アレルギーを有する児童生徒等への対応について	P 6 1
○ 食物アレルギー対応マニュアルについて	P 6 1
○ 今後の学校給食における食物アレルギー対応について	P 6 1
平成26年度	
○ アレルギー疾患対応資料の送付及びアドレナリン自己注射薬（エピペン®）練習用トレーナーの操作練習について	P 6 2
平成27年度	
○ アレルギー疾患対策基本法の施行について	P 6 3
平成28年度	
○ 京都への修学旅行等における食物アレルギー事前調査票の活用について	P 6 3
○ 「さいたま市立学校児童生徒事故等危機管理対応マニュアル作成指針」の改訂について	P 6 3
平成29年度	
○ アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針を策定する件について	P 6 4
○ 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の一部改変について	P 6 4
平成30年度	
○ 新年度の学校給食における食物アレルギーを有する児童生徒への対応等について	P 6 5
○ 県アレルギー疾患相談窓口の開設について	P 6 5
○ アレルギー疾患生活管理指導表に関する相談事業の開始について	P 6 6



<消費者庁 食品表示基準に係る通知>

○食品表示基準について

平 27・3・30 消費第 1319 号 消費者庁次長から国務庁次長、農林水産省消費・安全局長、各都道府県知事・保健所設置市長・特別区長あて

この度、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく食品表示基準が、平成 27 年 3 月 20 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

これに伴い、別添のとおり「食品表示基準について」を新たに定めましましたので、食品表示基準の施行後は、食品の表示に関してはこれにより指導するとともに、関係部局や所管事業者団体等に周知していただくようお願いいたします。

別添 アレルゲンを含む食品に関する表示

第 1 アレルゲンを含む食品に関する表示の基準

- 1 表示の概要
 - (1) 食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高い食品（以下「特定原材料」という。）を食品表示基準別表第 1 4 に掲げ、これらを含む加工食品については、食品表示基準に定めるところにより当該特定原材料を含む旨を表示しなければならぬ。
 - (2) 特定原材料に由来する添加物については、「食品添加物」の文字及び当該特定原材料に由来する旨を表示しなければならぬ。
 - (3) 特定原材料に由来する添加物を含む食品については、食品表示基準の定めるところにより、当該添加物を含む旨及び当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨を表示しなければならぬ。
 - (4) 食品表示基準に定めるアレルゲンを含む食品に関する表示の基準は、消費者に直接販売されない食品の原材料も含め、食品流通の全ての段階において、表示が義務付けられるものである。

2 表示の対象

- (1) 特定原材料
食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いものを食品表示基準において特定原材料として定め、次の 7 品目の表示を義務付けている。
えび、かに、小麦、そば、卵、落花生
- (2) 特定原材料に準ずるもの
食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べるると少ないものを特定原材料に準ずるものとして、次の 20 品目を原材料として含む加工食品については、当該食品を原材料として含む旨を可能な限り表示するよう努めることとする。
あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ

さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

(3) 特定原材料等の範囲

特定原材料及び特定原材料に準ずるもの（以下「特定原材料等」という。）の範囲は、原則として、別表 1 のとおり、日本標準商品分類の番号で指定されている範囲のものを指す。

3 表示の方法

- (1) 特定原材料等の表示方法
特定原材料等の表示は、次のいずれかにより表示すること。
 - ① 特定原材料等を原材料として含んでいる場合は、原則、原材料名の直後に括弧を付して特定原材料等を含む旨を表示すること。なお、この含む旨の表示は、「(〇〇を含む)」（〇〇）には特定原材料等名を表示。以下同じ。）と表示することとし、特定原材料のうち「乳」については、「乳成分を含む」と表示すること。
 - ② 特定原材料に由来する添加物を含む食品の場合は、原則、当該添加物の物質名と、その直後に括弧を付して特定原材料等に由来する旨を表示すること。なお、この由来する旨の表示は、「(〇〇由来)」

と表示することとし、特定原材料のうち「乳」については、「乳成分由来」ではなく、「乳由来」と表示すること。

ただし、食品表示基準別表第 7 の一括名により表示する場合は、一括名の直後に括弧を付して特定原材料等に由来する旨を表示すること。

また、食品表示基準別表第 6 の用途名を併記する場合は、次により表示すること。

ア 「用途名（物質名：〇〇由来）」又は「用途名（物質名（〇〇由来）」と表示すること。なお、見やすさの観点からは、二重括弧を使用するよりも、「:」を使用する方がより望ましい。

イ 2 つ以上の特定原材料等から構成される添加物については、「用途名（物質名：〇〇・〇〇由来）」と表示すること。

なお、特定原材料等由来の添加物についての表示例は、別表 2 のとおり。

(2) 特定原材料等の省略

① 繰り返しになるアレルゲンの省略

表示をする 終食品に対し、2 種類以上の原材料又は添加物を使用しているものであって、原材料又は添加物に同一の特定原材料等が含まれているものにあつては、そのうちのいずれかに特定原材料等を含む旨又は由来する旨を表示すれば、それ以外の原材料又は添加物については、特定原材料等を含む旨又は由来する旨を省略することができる。

ただし、その一方で、抗原性が認められないとまではいえないが、一般的にアレルゲンが含まれていても摂取可能とわかれていた食品がある。例えば、醤油の原材料に使用される小麦は、醤油を作る過程で小麦のタンパク質が分解されるため抗原性が低いといわれているが、現時点においては明確な科学的知見がないため特定原材料等の表示が必要である。このような食品について、今後、国として調査研究を行い、科学的知見が得られた場合には、その食品が原材料として含まれる食品には、例えば、繰り返しになるアレルゲンの省略を不可とするとするなど、食物アレルギー患者の選択の判断に寄与する見直しを行うこととする。

② 代替表記等

特定原材料等と具体的な表示方法が異なるが、特定原材料等の表示と同一のものであると認められるものとして別表 3 に掲げる表示を行う場合にあつては、当該表示をもって特定原材料等の表示に代えることができる（以下「代替表記」という。）。例えば、「玉子」や「たまご」の表示をもって、「卵を含む」の表示を省略することができる。

また、原材料名又は添加物名に特定原材料等又は代替表記を含む場合は、特定原材料等を使った食品であることが理解できるものとして別表 3 に掲げる表示を行えば、当該表示をもって特定原材料等の表示に代えることができる（以下「拡大表記」という。）。なお、この拡大表記については、別表 3 に掲げる表示は表記例である。

(3) その他の表示方法

特定原材料等を表示するに当たっては、原則、個々の原材料又は添加物の表示の直後に特定原材料等を含む旨又は由来する旨を表示することとしたが、個別表示によりがたい場合や個別表示がなじまない場合などは、一括表示も可能とする。

一括表示をする場合は、特定原材料等そのものが原材料として表示されている場合や、代替表記等で表示されているものも含め、当該食品に含まれる全ての特定原材料等について、原材料欄の最後（原材料と添加物を事項欄を設けて区分している場合は、それぞれ原材料欄の 後と添加物欄の最後）に「(一部に〇〇・〇〇・…を含む)」と表示すること。

なお、個別表示と一括表示を組み合わせて使用することはできない。

(4) 表示が免除される場合

- ① 特定原材料を原材料として含む食品であっても、抗原性が認められないものにあつては、表示義務が免除される。ここでいう「抗原性が認められない」とは、アレルギー誘発性が認められないことであり、具体的には、精製が完全な乳清等が挙げられるが、その他の食品についても、今後とも、知見を積み重ねていくものである。
- ② 特定原材料に由来する添加物であっても、抗原性試験等により抗原性が認められないと判断できる場合には、表示義務が免除される。ここでいう抗原性試験とは、食品添加物の審査に用いられている「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針」（平成 8 年 3 月 22 日衛化第 29 号厚生省生活衛生局

長通知)に基づいたものである。

③ 特定原材料に由来する香料に関しては、実際に食物アレルギーを引き起こしたという知見が乏しいため、現時点では特定原材料を含む旨の表示を義務付けてはならない。しかしながら、香気成分以外に特定原材料を原材料として製造された副剤を使用している場合は、当該副剤については表示する必要がある。

④ 特定原材料を原材料とするアルコール類については、その反応が特定原材料の抗原性によるものかアルコールの作用によるものかを判断することは極めて困難であり、現時点では特定原材料を含む旨の表示を義務付けてはならない。

(5) コンタミネーション

原材料として特定原材料等を使用していない食品を製造する場合であっても、製造工程上の問題等によりコンタミネーションが発生することが指摘されている。これが原因となりアレルギー疾患を有する者に健康危害が発生するおそれか懸念されている現状を踏まえ、他の製品の原材料中の特定原材料等が製造ライン上で混入しないよう当該製造ラインを十分に洗浄する、特定原材料等を含まない食品から順に製造する、又は可能な限り専用器具を使用するなど、製造者等がコンタミネーションを防止するための対策の実施を徹底すべきである。

また、これらのコンタミネーション防止対策の徹底を図ってもなおコンタミネーションの可能性が排除できない場合には、アレルギー疾患を有する者に対する注意喚起表記を推奨するものである。

(6) その他留意事項

① 食物アレルギーは、ごく微量のアレルゲンによって引き起こされることがあるため、特定原材料を含む食品にあっては、原材料としての使用の意図にかかわらず、原則、当該特定原材料を含む旨を表示する必要がある。

② 特定原材料等に関して「入っているかもしれない」等の可能性表示は認められないこと。一括表示の外であっても、同様である。

③ 「穀類(小麦、大豆)又は「小麦、大豆」を単に「穀類」とのみ表示するように、大分類で表示することは認められない。ただし、網で無分別に捕獲したものをそのまま原材料として用いるため、どの種類の魚介類が入っているか把握できないという製造工程上の理由から、「たんぱく加水分解物(魚介類)」「魚醤(魚介類)」「魚醬(魚介類)」「魚肉すり身(魚介類)」「魚油(魚介類)」「魚介エキス(魚介類)」の6つに限り、例外的に認めることとする。

④ 加工助剤及びキャリアーオーバーなど、添加物の表示が免除されているものであっても、特定原材料については、表示する必要がある。特定原材料に準ずるものについても、可能な限り表示に努めること。

⑤ 特定原材料等のうち、高価なもの(あわび、まつたけ等)が含まれる加工食品については、特定原材料等がごく微量しか含有されていないにもかかわらず、あたかも多く含まれるかのような表示が行われると消費者に誤認を生じさせるおそれがあることから、表示に当たっては、例えば「あわびエキス含有」など、含有量、形態等に着目した表示を行うこと。

⑥ 特定原材料に準ずるものについては、表示が義務付けられおらず、その表示を欠く場合、アレルギー疾患を有する者は当該食品が「特定原材料に準ずるものではない」又は「特定原材料に準ずるものを使用しているが、表示がされていない」のいずれであるかを正確に判断することが困難となっている。このため、アレルギーを含む食品の表示の対象が「特定原材料7品目」又は「特定原材料に準ずる2品目を含む27品目」のいずれであるかを一括表示の外へ表示するよう努めること。特に「特定原材料7品目」のみを表示対象としている場合は、ウェブサイト等の活用及び電話等による消費者からの問合せへの対応等、情報提供の充実を図られたい。

⑦ 原材料表示のうち、特定原材料等に係る表示の信頼性を高め、アレルギー疾患を有する者が適切に判断できるようにする方策として、優良誤認表示に当たらないよう配慮しつつ、製造者等がそれらの表示の文字の色や大きさ等を変えたり、一括表示の外に別途強調表示する等の任意的な取組を推奨する。

⑧ 前面販売や外食産業に係る事業者によって販売される食品は、特定原材料の表示義務を課すものではないが、品書き、メニュー等を通じ、アレルギー疾患を有する者に対する情報提供を充実させるため、正しい知識・理解に基づき、事業者の規模・業態等に応じた、アレルギー情報の自主的な情報提供の促進を進めることが望ましい。

⑨ 特定原材料等の品目については、継続的に実態調査・科学的研究を行っており、新たな知見や報告に

より、再検討していく予定である。

第2 食品関連事業者等が留意すべき事項

1 製造記録等の保管に関する留意事項

(1) 特定原材料を原材料として含むか否かの検証は、書面により行うこととなるので、製造記録等を適切に保管する必要がある。

(2) 特定原材料については、加工助剤及びキャリアーオーバーについても 終製品まで表示する必要があることから、製品に微量に含まれる特定原材料についても確認し、記録を保管する必要がある。

2 アレルゲンに関する情報提供について留意すべき事項

特定原材料等についてのみでなく、特定原材料等以外の原材料についても、以下に掲げる例により、電話等による問合せへの対応やウェブページ等による情報提供を行うことが望ましい。

(1) 各食品に原材料の内容を出来る限り詳細に表示し、特定原材料については、特に別枠を設けるなどして、消費者に対し、次に掲げられるような注意喚起を行うこと。

① 食品名欄には個別の分りやすい表示を行い、販売している多くの類似商品のうち具体的などの商品に関する原材料表示であるかが容易に判別できるようにすること。

② 表示可能な情報の制約等により、繰り返しになるアレルゲンの省略規定を採用している場合は、別途の情報提供において、正確に全ての特定原材料の情報提供を行うこと。

③ 特定原材料等について、これが微量でも含まれる可能性のあるものも含めて可能な限り把握し、情報提供すること。

④ 情報提供をウェブサイト等において行う場合は、各ページの分りやすい部分に、表示内容についての問合せに対応できる部署又は担当者(名前、住所、電話番号、Eメールアドレス等)を記載すること。

⑤ 企業秘密に該当する場合であっても、特定原材料を含む旨は表示する必要があること。しかしながら、他の原材料の詳細について情報提供ができない場合は、表示を行っているほかにも原材料を用いている旨を記載し、アレルギーに関する問合せ先等を記載することにより、個別に情報提供に応じることを要する。

(2) その他、消費者等から特定原材料等及びその他の製品に使用した原材料について問合せがあった際は、速やかに回答できるよう体制を整えるよう努めること。

第3 アレルゲンを含む食品の検査に関する事項

アレルゲンを含む食品の検査方法については、別添の「アレルゲンを含む食品の検査方法」に基づき実施すること。

なお、アレルゲンを含む食品の検査方法については、その検査技術の進歩に対応し、順次見直しを行うべく努めることとする。

別表1 特定原材料等の範囲

別表2 特定原材料等由来の添加物についての表示例

別表3 特定原材料等の代替表記等方法リスト

○食品表示基準Q&Aについて

平27・3・30 消費生活部 消費者庁食品表示企画課長から国税庁課税部酒税課長、農林水産省消費・安全局表示・規格課長、各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部(局)長、各都道府県JAS担当部(局)長あて

この度、食品表示法(平成25年法律第70号)第4条第1項の規定に基づく食品表示基準が、平成27年3月20日に公布され、同年4月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、別添のとおり「食品表示基準Q&A」を作成しましたので、業務の参考としていただくとともに、関係部局や所管事業者団体等に周知していただくようお願いいたします。

別添 アレルゲンを含む食品に関する表示

＜文部科学省 エピペン等に関する通知＞

○「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について

平 21・7・30 2.1 ス学健第 3 号 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康政策課長から各国公立大学事務局長、各国公立高等専門学校事務局長、各都道府県私立学校校長・各都道府県教育委員会学校保健主管課長、各指定都市教育委員会学校保健主管課長あて 依頼

今般、別添 1 のとおり、「救急救命処置の範囲等について」(平成 4 年 3 月 13 日付け指発第 17 号厚生省健康政策局指導課長通知)の一部が改正されました。

ついては、特に下記について御留意されるところに、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(平成 20 年 3 月 31 日財団法人日本学校保健会発行文部科学省スポーツ・青少年局学校健康政策課(監修)を御参照の上、アレルギー疾患をもつ児童生徒が、学校生活を安心して送ることができるよう御協力をお願いします。

なお、別添 2 のとおり、平成 21 年 7 月 30 日付け消防救第 160 号で消防庁救急企画室長から各都道府県消防防災主管部(局)長あてに「自己注射が可能なエピネフリン(別名アドレナリン)製剤を交付されている児童生徒への対応について」が通知されていることを申し添えます。

都道府県私立学校主管課におかれましては、所管の学校等に対して、都道府県教育委員会におかれましては、城内の市区町村教育委員会等に対して御周知くださるようお願いいたします。

記

1 アナフィラキシーショックで生命が危険な状態にある傷病者が、あらかじめ自己注射が可能なエピネフリン製剤(以下「アドレナリン自己注射薬」という)を処方されている者であった場合、救急救命士は、アドレナリン自己注射薬を使用することが可能となったこと。また、救急救命士は、原則として、アナフィラキシーショックで生命が危険な状態にある傷病者本人に処方されているアドレナリン自己注射薬を使用するとされていること。

2 上記 1 のとおり、救急救命士は、あらかじめ処方されているアドレナリン自己注射薬を使用することが可能となったことであるが、学校におかれては、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」の「第 2 章疾患各論 4. 食物アレルギー・アナフィラキシー」(P 67)にあるように、

① 投与のタイミングとしては、アナフィラキシーショック症状が進行する前の初期症状(呼吸困難などの呼吸器の症状が出現したとき)のうちに注射するのが効果的であるとされていること、

② アナフィラキシーの進行は一般的に急速であり、症状によっては児童生徒が自己注射できない場合も考えられること、

③ アナフィラキシーショックで生命が危険な状態にある児童生徒に対し、救命の現場に居合わせた教職員が、アドレナリン自己注射薬を自ら注射できない本人に代わって注射することは、反復継続する意図がないものと認められるため、医師法違反にならないと考えられること、

から、適切な対応を行うこと。このことについては、別添 3 のとおり厚生労働省との間で確認がなされていること。

3 アドレナリン自己注射薬の処方を受けている児童生徒が在籍している学校においては、保護者の同意を得た上で、事前に地域の消防機関に当該児童生徒の情報を提供するなど、日ごろから消防機関など地域の関係機関と連携すること。また、アドレナリン自己注射薬の処方を受けている児童生徒がアナフィラキシーショックとなり、救急搬送を依頼(119 番通報)する場合、アドレナリン自己注射薬が処方されていることを消防機関に伝えること。

別添 1 「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について

平 21・3・2 医政指発第 0302001 号 厚生労働省医政局指導課長から各都道府県衛生主管部(局)長あて
救急救命士がアナフィラキシーショックの状態にある重度傷病者に対し自己注射が可能なエピネフリン製剤によるエピネフリンの投与を行うことについては、厚生労働科学研究において、アナフィラキシーショックの状態にある重度傷病者の救命には迅速なエピネフリンの投与が有効であり、あらかじめ自己注射が可能なエピネフリン製剤を交付されている重度傷病者においては迅速な対応が示されたところである。今般、これらを踏まえ、「救急救命処置の範囲等について」(平成 4 年 3 月 13 日付け指発第 17 号厚生省健康政策局指導課長通知)の一部を改正することとした。

ついては、下記の改正の内容及び留意事項について御了知の上、関係方面への周知徹底及び指導方よろしくお願ひしたい。

記

第 1 改正の内容

1 「救急救命処置の範囲等について」(平成 4 年 3 月 13 日付け指発第 17 号厚生省健康政策局指導課長通知)の別紙 1 の(4)中「エピネフリンを用いた薬剤の投与」を「エピネフリンの投与(8)の場合を除く。」に改める。

2 同通知の別紙 1 中(21)を(22)とし、(8)から(20)までを一ずつ繰り下げ、(7)の次に(8)として次のように加える。

(8)自己注射が可能なエピネフリン製剤によるエピネフリンの投与

・処置の対象となる重度傷病者があらかじめ自己注射が可能なエピネフリン製剤を交付されていること。
3 同通知の別紙 2 の表の(3)欄及び(共通事項)②中「エピネフリンを用いた薬剤の投与」を「エピネフリンの投与(別紙 1 の(8)の場合を除く。)」に改める。

第 2 留意事項

1 自己注射が可能なエピネフリン製剤によるエピネフリンの投与を行う救急救命士においては、当該製剤の添付文書等に記載された使用上の注意、使用方法等を十分に理解するとともに、練習用器具により使用方法等を習熟しておくよう留意されたい。

2 重度傷病者が自己注射が可能なエピネフリン製剤を現に携帯している場合は、当該重度傷病者はあらかじめ医師から自己注射が可能なエピネフリン製剤を交付されているものとして取り扱って差し支えない。

— 以下省略 —

別添 2 自己注射が可能なエピネフリン(別名アドレナリン)製剤を交付されている児童生徒への対応について

平 21・7・30 消防救第 160 号「自己注射が可能なエピネフリン(別名アドレナリン)製剤を交付されている児童生徒への対応について」 消防庁救急企画室長から各都道府県消防防災主管部(局)長あて
文部科学省では、児童生徒のアナフィラキシーについて、教職員による迅速な対応を推進しているところですが(「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」について(平成 20 年 6 月 4 日付け 20 文科ス第 339 号)、今般、別添 2 のとおり文部科学省より、関係機関に対し「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について(依頼)(平成 21 年 7 月 30 日付け 21 ス学健第 3 号)が発出され、下記事項について関係機関に周知が図られたところです。

つきましては、このことについて、貴管内市町村(消防の事務を処理する組合を含む。)に周知の上、消防機関と学校との連携の推進を図るよう指導方お願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法第 37 条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 エピネフリン自己注射薬の交付を受けている児童生徒が在籍している学校においては、保護者の同意を得た上で、事前に地域の消防機関に当該児童生徒の情報を提供するなど、日ごろから消防機関など地域の関係機関と連携すること。

2 エピネフリン自己注射薬の交付を受けている児童生徒がアナフィラキシーショックとなり、学校から消防機関に救急要請(119 番通報)をする場合、エピネフリン自己注射薬が交付されていることを消防機関に伝えること。

3 児童生徒がアナフィラキシーショックとなり、エピネフリン自己注射薬を自ら注射することができないなどの緊急の場合、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」を参考に迅速な対応を行うこと。

別添 3 医師法第 17 条の解釈について

平 21・7・7 医政医発大 070702 号 厚生省健康政策局指導課長から文部科学省スポーツ・青少年局学校健康政策課長あて 回啓

平成 21 年 7 月 6 日付 21 ス学健第 9 号にて照会のありました標記の件については、貴見のとおりと史料します。

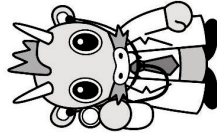
別添3 医師法第17条の解釈について

平 21・7・6 医 21 ス学健第 9 号 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長から厚生労働省医政局
医事課長あて 照会

標記の件について、下記のとおり照会しますので、ご回答くださるようお願い申し上げます。

記

アナフィラキシーショックで生命が危険な状態にある児童生徒に対し、救命の現場に居合わせた教職員が、アドレナリン自己注射薬を自ら注射できない本人に代わって注射することは、反復継続する意図がないものと認められるため、医師法第17条によって禁止されている医師の免許を有しない者による医業に当たらず、医師法違反にならないと解してよろしいか。



くさいたま市教育委員会 通知

平成24年度

○学校における食物アレルギーに関する事故防止について

平 24・12・27 学健第 3739 号 健康教育課長から市立各小・中学校長、市立各特別支援学校校長、市立各
各学校給食センター所長あて 通知

標記の件について、日頃取り組んでいただいておりますが、この度、東京都調布市立小学校において、食物アレルギーによって引き起こされたアナフィラキシーショックによる児童の死亡事故が発生しました。つきましては、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び「学校における食物アレルギー対応の手引き」等に基づき、下記事項に留意の上、事故防止に万全を期すようお願いいたします。

記

- 1 給食時間における、いわゆる「おかわり」について、当該児童生徒が誤食することがないように、十分配慮すること。
- 2 エピペン（アドレナリン自己注射薬）の管理、取扱いについては、教職員で共通理解を図ること。
- 3 児童生徒一人ひとりの症状・緊急時の対応方法を正確に把握すること。
- 4 個々の給食対応の決定手順及び実施方法について確認すること。また、食物アレルギー対応に関する教職員の役割分担について確認すること。

【通知等】

- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインの送付について」
(平成20年5月14日付教学健第498号)
- ・「学校のアレルギー疾患における取り組みについて（通知）」
(平成20年11月5日付教学健第2198号)
- ・「『学校給食における食物アレルギー対応の手引き』の配付について」
(平成21年3月2日付教学健第3327号)
- ・「『さいたま市立学校児童生徒事故等危機管理対応マニュアル作成指針』の配付及び自校の危機管理対応マニュアルの提出について（通知）」
(平成24年4月11日付教学健第5016号)

○新年度の学校給食における食物アレルギー等を有する児童生徒等への対応等について

平 25・3・27 事務連絡 健康教育課長から市立各小・中・特別支援学校校長、市立各学校給食センター所長
あて 通知

標記の件について、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課から別添写しのとおり、事務連絡がありま
した。

つきましては、この事務連絡の趣旨により、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（公益財
団法人日本学校保健会）及び「学校給食における食物アレルギーの手引き」（さいたま市教育委員会）等を基に、
改めて、校内体制等の確認を行っていただき、個々の児童生徒等の状況に応じた万全の体制での対応に努めてい
ただくようお願いいたします。

別添 新年度の学校給食における食物アレルギー等を有する児童生徒等への対応等について

平 25・3・22 事務連絡 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課から各都道府県教育委員会学校給
食主管課、各指定都市教育委員会学校給食主管課、各都道府県私立学校主管課、附属学校を置く各国立大学
法人事務局、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課あて

学校給食の適切な実施については、かねてから格別の御配慮をお願いしているところです。

平成24年12月、東京都調布市の小学校で、食物アレルギーを有する児童が、学校給食終了後、アナフィラ
キシーショックの疑いにより亡くなるという事故があったところです。

新年度からの学校給食の実施に当たっては、児童生徒の新入学や転入のほか教職員の人事異動など多くの面で
環境の変化が予想されますが、食物アレルギー等を有する児童生徒の対応に関して、以下の参考資料及び別紙も

参照しながら、改めて、校内体制等の再確認を行っていただき、個々の児童生徒等の状況に応じた万全の体制での対応に努めていただくようお願いいたします。

つきましては、各都道府県教育委員会学校給食主管理課においては、域内の市町村教育委員会並びに所管の学校及び学校給食施設に対し、各都道府県私立学校主管理課においては、所管の学校法人等に対し、周知くださるようお願いいたします。

なお、文部科学省では、食物アレルギーに関する対応の充実を図るため、食物アレルギーの実態や学校における取組状況を把握するための調査並びに有識者会議における再発防止策の検討を行うこととしており、平成25年度予算案において、新規事業として「学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究」を計上しています。

(参考)

○食物アレルギーに関すること

「学校給食実施基準の一部改正について（通知）」平成25年1月30日

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1332086.htm

「食に関する指導の手引―第一改訂版―」平成22年3月改訂

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokui/ku/1292852.htm

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」平成20年3月（公益財団法人日本学校保健会）

<http://www.gakkohoken.jp/modules/books/index.php?ct=photo&op=51&keyword=s%5A%2A%45%BC%45%BE%45%AE%41%BC>

別冊 学校給食における食物アレルギー等を有する児童生徒への対応について ～「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」のポイント～

学校給食における食物アレルギー等を有する児童生徒等への対応について、特に留意すべきポイントについて以下にまとめました。対応の詳細については、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」を御覧いただきたい。

(1) 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の活用
アレルギー疾患の児童生徒に対する取組を進めるためには、個々の児童生徒について症状等の特徴を正しく把握することが前提となる。そのためには、学校生活管理指導表の活用が有効である。

管理指導表は、原則として学校における配慮や管理が必要だと思われる場合に使用されるものであり、次のように活用が想定される。

○ 学校・教育委員会は、アレルギー疾患のある児童生徒を把握し、学校での取組を希望する保護者に対して、管理指導表の提出を求める。学校は、提出された管理指導表に基づき、保護者と協議し取組を実施する。
○ 管理指導表については、個人情報取扱いに留意するとともに、緊急時に教職員誰もが閲覧できる状態で一括して管理する。

食物アレルギーによる食物の除去が必要な児童生徒であっても、その多くは除去品目数が数品目以内にとどまる。あまりに除去品目数が多い場合には、不要な除去を行っている可能性が高いとも考えられる。除去品目数が多いと、食物アレルギー対策が大変になるだけでなく、成長発達期に栄養のバランスが偏ることもなるので、そのような場合には生活管理指導表を参考に、保護者や主治医・学校医等とも相談しながら、適切な対応を求めることが必要である。

(2) 学校給食での食物アレルギー対応は、レベルごとに、以下のように大別される。

○ レベル1：詳細な献立表対応

学校給食の原材料を詳細に記入した献立表を家庭に事前に配布し、それを基に保護者や担任などの指示もしくは児童生徒自身の判断で、学校給食から原因食品を除外しながら食べる対策。すべての対応の基本であり、レベル2以上でも詳細な献立表は提供すること。

○ レベル2：一部弁当対応

普段除去食や代替食対応をしている中で、除去が困難で、どうしても対応が困難な料理において弁当を持参させる。

○ レベル3：除去食対応

申請のあった原因食品を除いて給食を提供する。

○ レベル4：代替食対応

申請のあった原因食品を学校給食から除去、除かれることにより失われる栄養価を、別の食品を用いて補って給食を提供する。

このうちレベル3・4がアレルギー食対応といわれ、学校給食における食物アレルギー対応の望ましい形といえる。

学校及び調理場の状況（人員や設備の充実度、作業ゾーンなど）は千差万別であり、一律に対応を推進することはできない。学校及び調理場の状況と食物アレルギーの児童生徒の実態（重症度や除去品目数、人数など）を総合的に判断し、理状で行うことのできる最良の対応を検討することが大切である。

一方で、保護者の求めるままに突如に合わない無理な対応を行うことは、かえって事故を招く危険性をはらんでいる。学校給食のアレルギー対応は、あくまでも医師の診断と指示に基づいて行うものであり、保護者の希望に沿ってのみ行うものではない。家庭での対応以上の対応を学校給食で行う必要はないといえる。

(3) アレルギー疾患の際急時対応（アナフィラキシーへの対応）

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーという。児童生徒に起きるアナフィラキシーの原因のほとんどは食物である。

具体的な治療は重症度によって異なるが、意識の障害などがみられる重症の場合には、まず適切な場所（足を頭より高く上げた体位で寝かせ、嘔吐に備え、顔を横向きにする。そして、意識状態や呼吸、心拍の状態、皮膚色の状態を確認しながら必要に応じて一次救命措置を行い、医療機関への搬送を急ぐ。アドレナリン自己注射薬（商品名「エピペン[®]」）を携行している場合には、出来るだけ早期に注射することが効果的である。

児童生徒がアドレナリン自己注射薬（商品名「エピペン[®]」）の処方を受けている場合には、本注射薬に関する一般的な知識や、処方を受けている児童生徒についての情報を、教職員全員が共有しておく必要がある。これは、予期せぬ場面で起きたアナフィラキシーに対して、教職員誰もが適切な対応をとるために不可欠なことである。

平成25年度

○校外学習等における食物アレルギーを有する児童生徒等への対応について

平 25・5・21 教学健第 818号 指導 1課長、健康教育課長、館内少年自然の家所長から市立各小・中・高等・特別支援学校長、市立幼児教育センター付属幼稚園長あて 通知

日頃、各学校におかれましては、児童生徒等の食物アレルギーによる事故防止に努めていただいているところですが、校外学習等における食事についても、下記事項に留意の上、事故防止に万全を期すようお願いいたします。

記

- 1 教職員全員が、食物アレルギーに関する基礎知識と該当児童生徒の実態、緊急時の対応方法について共通理解を図ること。
- 2 宿泊を伴う校外学習においては、保護者、学校、宿泊先職員等との間で連携をとり、該当児童生徒の対応食について共通理解を図り、児童生徒が誤食することがないように、十分配慮すること
- 3 宿泊施設等でのアレルギー対応食の受け渡しは、各担当者の役割を明確にし、担当者同士の連携を十分図り、該当児童生徒にアレルギー対応食が届いているか教職員が確認すること。
- 4 エビペン（アドレナリン自己注射）の管理、取扱いについては、教職員で共通理解を図ること。
- 5 万一誤食が発生したときの対応について、自校の「危機管理対応マニュアル」に基づき、事前に十分話し合いを持つこと。

【通知等】

- ・「学校給食における食物アレルギーに関する事故防止について（通知）」
(平成24年12月27日付教学健第3739号)
- ・「新年度の学校給食における食物アレルギー等を有する児童生徒等への対応等について」
(平成25年3月27日事務連絡)
- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」
(平成20年3月 公益財団法人日本学校保健会・発行 P 79)

○食物アレルギー対応マニュアルについて

平 25・8・28 教学健第 2263号 健康教育課長から市立各小・中・高等・特別支援学校長、市立幼児教育センター付属幼稚園長あて 通知

標記の件について、関係機関の協力を得て別紙のとおり作成しました。つきましては、内容について教職員への周知徹底を図るとともに、発症の際は遅滞なく対応できるよう、各教室等に常時掲示するなど、各学校での活用をお願いします。

なお、Sネット健康教育課ライブラリに本マニュアルを掲載しますので、必要に応じてご利用ください。

別紙 省略

○今後の学校給食における食物アレルギー対応について

平 26・3・27 教学健第 5342号 健康教育課長から市立各小・中・特別支援学校長、市立各小学校給食センター所長あて 通知

標記の件について、文部科学省スポーツ・青少年局長から別添写しのとおり、通知がありました。つきましては、この通知の趣旨により、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（公益財団法人日本学校保健会）及び「学校給食における食物アレルギー対応の手引き【改訂版】」（さいたま市教育委員会）を基に、万全な体制で適切な対応を行うようお願いいたします。

別添 今後の学校給食における食物アレルギー対応について

平 26・3・26 25文科字第 713号 文部科学省スポーツ・青少年局長から各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長、附属学校を置く各国立大学法人学長、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長あて 通知

食物アレルギー等のある児童生徒に対しては、文部科学省監修の下、平成20年に公益財団法人日本学校保健会が発行した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき対応をお願いしているところです。

平成24年12月に、食物アレルギーを有する児童が、学校給食終了後にアナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという事故の発生を受けて、文部科学省では、平成25年5月に「学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議」を設置し、学校給食における食物アレルギー対応の充実方策について、総合的・専門的な観点から検討を依頼し、本年3月、別添1のとおり、報告書を取りまとめました。

本報告書では、学校給食における食物アレルギー対応に関して、「ガイドライン」に基づき対応の徹底が必要不可欠であると、改めて確認されるとともに、今後の改善・充実方策等について具体的に提案されました。

文部科学省としては、本報告書を踏まえ、今後さらに施策の充実に取り組みすることとしており、貴職におかれましては、別添1、2を参考にしながら、下記について、御対応いただくようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会並びに所管の学校及び学校給食施設に対し、各都道府県知事においては、所管の学校法人等に対し、この趣旨について、周知を図っていただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いいたします。

なお、文部科学省では、各自治体等における取組状況について、今後、継続的な把握に努めることとしており、ますので御協力をお願いいたします。

記

1 学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方

(1) 学校給食における食物アレルギー対応においては、「ガイドライン」や学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（以下「管理指導表」という。）に基づく対応が重要であること。このため、「ガイドライン」の周知を図るとともに、その徹底のための措置を講じる必要があること。

(2) 「ガイドライン」の内容に関する周知徹底や適切な緊急時対応を行うことができるよう、教職員等に対する研修の充実を図る必要があること、役割に応じた研修会の実施や研修時間の確保が重要であること。

(3) 給食提供における事故防止の徹底のため、アレルギー対応を踏まえた献立作成の配慮や給食の各段階におけるチェック機能を強化し、継続的に改善する取組が必要であること。

(4) 緊急時対応の充実を図るため、積極的なアドレナリン自己注射薬（「エビペン[®]」）の使用を促すための措置を講じるとともに、学校の状況に応じた危機管理マニュアルの整備が不可欠であること。

(5) 教育関係者のみならず、医療関係者、消防機関等の幅広い関係者が共通認識を持つことで、食物アレルギー対応に当たることが重要であり、関係者間、関係機関間の連携体制の構築等に努めるべきこと。特に、小規模の市町村や学校等において、地域の医療機関等との連携が困難な地域に対しては、各都道府県教育委員会において、広域的な連携体制の構築を進めるなど、必要な支援を行うべきこと。

2 都道府県・市区町村教育委員会における対応

(1) 学校におけるアレルギー対応についての方向性の明示

① 学校における食物アレルギー対応については、「ガイドライン」や「管理指導表」を活用しながら、関係者が共通認識を持って対応に当たることが重要であることについて、教育委員会内の共通理解のもとに、その推進を図ること。

② 学校関係者、医療関係者、消防機関等の関係者と定期的に協議の場を設け、管内の学校の調理場等の施設整備や人員配置、また、アレルギーのある児童生徒の情報について、関係者間で共有しながら、具体的なアレルギー対応について、一定の指針を示すこと。

(2) アレルギー対策の研修会の充実

① アレルギー対策の研修会等において、一定の質を確保しつつ、管理職や教諭、養護教諭、栄養教諭、調理員、その他給食関係者など、職種に関わらず、全教職員がアレルギー対応について学ぶ機会を提供すること。また、これらの取組に継続性を持たせるため、管理職研修や危機管理研修に位置付けるなどの工夫をすること。

② 学校単位での校内研修の実施を進めるとともに、それら研修会への講師派遣等について協力すること。

(3) その他

① アレルギー対応の充実のために、効果的な給食管理の在り方や、調理場の整備（施設整備や人員等）、栄養教諭の配置拡大の方策等について検討すること。

※国立学校、私立学校においては、各設置者の判断により、必要に応じて、上に掲げる公立学校における対応内容に準じて取り扱うものとする。

3 学校における対応

(1) 学校におけるアレルギー対応の体制整備について

①学校での管理を求めるアレルギーの児童生徒に対しては、「ガイドライン」に基づき、学校生活管理指導表の提出を必須にするという前提のもと、管理職を中心に、校内の施設整備や人員配置を踏まえ、具体的なアレルギー対応について一定の方針を定めること。

②校内のアレルギー対応に当たっては、特定の職員に任せずに、校内委員会を設けて組織的に対応すること。具体的に、

- ・児童生徒ごとの個別対応プランの作成
- ・症状の重い児童生徒に対する支援の重点化などの取組を図ること。
- ③給食提供においては、安全性を最優先とする考え方のもと、
 - ・献立作成から配膳までの各段階において、複数の目によるチェック機能の強化
 - ・食物アレルギー対応を踏まえた献立内容の工夫
 - ・食材の原材料表示
 - ・誰が見ても分かりやすい献立表の作成などの実施に努めること。

(2) 緊急時の体制整備について

①学校の状況に応じた実践可能なマニュアル等を整備する。その際には、例えば、既存の危機管理マニュアル等について、アレルギー対応の観点から見直すなどの取組も考えられる。

②緊急時対応に備えた校内研修の充実が必要であり、

- ・「エビペン®」の法的解釈や取扱いについての研修
- ・教職員誰もが「エビペン®」使用を含めた緊急時対応のための実践的な訓練などに取り組むこと。

(3) 保護者との連携について

①特に入学前においては、入学後に学校における適切なアレルギー対応ができるよう、学校や調理場の現状を保護者に理解してもらうとともに、食物アレルギー対応に関して、保護者からの十分な情報提供を求めること。

②食物アレルギーの児童生徒の保護者に対しては、専門の医療機関に関する情報や、アレルギー対応に関する資料を紹介するなど、必要に応じてケアを行うこと。

(4) その他

①児童生徒の発達段階を踏まえた上で、食物アレルギーに関する指導に取り組むこと。

(別添1) 「学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議」報告書

「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」

(別添2) 医師法第17条の解釈について

平成26年度

①アレルギー疾患対応資料の送付及びびアレナリン自己注射薬(エビペン®)練習用トレーナーの操作練習について

平27・3・31 教学健第5391号 健康教育課長から市立幼・小・中・高等・特別支援学校長あて 通知
標記について、埼玉県教育委員会県立学校保健体育課長から別添写しのとおり通知がありましたので、下記のとおり送付します。

つきましては、貴校におけるアレルギー疾患を有する児童・生徒対応の参考にしていただくようお願いいたします。併せて、下記資料を活用し、平成27年5月末までに全教職員が操作練習を実施するようお願いいたします。なお、操作練習終了後、別紙「平成27年度アレナリン自己注射薬(エビペン®)練習用トレーナー操作練習終了報告書」を送便にて御提出ください。

記

- 資料1：学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン要約版 各学校20部
- 資料2：学校におけるアレルギー疾患対応資料(DVD) 各学校1部
- 資料3：エビペン練習用トレーナー 各学校1部
- 資料4：エビペン練習用トレーナーの紹介チラシ 各学校1部
- 資料5：学校給食における食物アレルギー対応指針 各学校1部
(※単独調理場をおく学校には2部送付)

別添 アレルギー疾患対応資料の配付について

平27・3・5 教保第1400号 埼玉県教育委員会県立学校保健体育課長から各市町村教育委員会学校保健主管課長、各教育事務所長あて 通知

標記について文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課から別添写しのとおり事務連絡がありましたので、内容をご確認いただき、アレルギー疾患について適切なご対応をお願いします。

また各市町村教育委員会には文部科学省から直接資料が届きますので、下記のとおり貴管内の学校へ送付くださるようお願いいたします。

なお、資料が不足する場合には、当課まで御連絡ください。

— 以下省略 —

別添 アレルギー疾患対応資料の配付について

平27・3・3 事務連絡 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課から各都道府県教育委員会学校保健主管課学校給食主管課、各国立大学法人附属中学校主管課あて

日頃から健康教育行政の充実のため御尽力いただき、ありがとうございます。

平成24年12月、学校給食後に食物アレルギーを有する児童がアナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという事故が発生したことを受け、文部科学省ではこうした事故を二度と起こさないよう、再発防止のための検討を進めて参りました。

このたび、学校現場でのより効果的な対応を支援するため、学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドラインの要約版、校内研修会や職員会議等で活用できる教職員研修用教材(DVD)、及び教育委員会等、学校、調理場が地域や学校の状況を踏まえた食物アレルギー対応方針やマニュアル等を策定する際の参考となる資料を作成しましたので送付します。ついては、域内の学校に対し、別紙の通り配布していただき、また、資料の内容を御了知の上、周知いただき、学校設置者、学校、調理場等が、これらの資料を参考に、それぞれの立場から主体的にアレルギー対応に取り組まれるよう、適切な措置をお願いします。

なお、アレルギー疾患対応に当たっては、「今後の学校給食における食物アレルギー対応について(通知)」(平成26年3月26日付け25文科ス第713号)も御参照の上、学校保健担当と学校給食担当の教育関係者の連携のみならず、医療関係者や消防機関等の関係者とも幅広く連携体制を構築するよう御留意ください。

— 以下省略 —

平成27年度

○アレルギ－疾患対策基本法の施行について

平28・1・19 健康教育課長から市立各小・中・高等・特別支援学校長、市立幼児教育センター付属幼稚園長あて 施行通知

標記の件について、別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から、アレルギ－疾患対策基本法が平成27年12月5日より施行された旨の通知がありました。

つきましては、関係職員に周知をお願いします。

別添 アレルギ－疾患対策基本法の施行について

平28・1・6 事務連絡 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から学校保健主管課、各都道府県・指定都市教育委員会、学校給食主管課、各都道府県私立学校主管課、各国立大学法人附属学校主管課御中、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課あて 施行通知

日頃から健康教育の充実のため御尽力いただき、ありがとうございます。

アレルギ－疾患対策基本法については、平成26年6月27日法律第98号として公布されたところですが、このたび、別添のとおり、厚生労働省健康局がん・疾病対策課から周知依頼があり、アレルギ－疾患対策基本法が平成27年12月5日から施行されましたのでお知らせします。

つきましては、本法制定の趣旨を踏まえ、文部科学省から平成27年3月に既に配布している下記の資料等を活用し、学校設置者、学校、調理場等が、それぞれの立場から主体的にアレルギ－対応に取り組まれるよう、引き続き適切な措置をお願いします。

記

- ＜平成27年3月に発送している資料＞
- ・学校給食における食物アレルギー対応指針
- ・学校のアレルギ－疾患に対する取り組みガイドライン要約版
- ・学校におけるアレルギ－疾患対応資料（DVD）

別添 アレルギ－疾患対策基本法の施行について

平27・12・25 事務連絡 厚生労働省健康局がん・疾病対策課から文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課あて 周知依頼

アレルギ－疾患対策基本法については平成26年6月27日法律第98号として公布され、平成27年12月25日から施行となります。

法律の施行に当たり、別添写しのとおり各都道府県・政令市・特別区長宛てに通知しました。

つきましては、貴課に置かれましたも、関係機関等への周知についてよろしくお願いいたします。

別添 アレルギ－疾患対策基本法の施行について

平27・12・2 健康1202第9号 厚生労働省健康局長から各都道府県知事、政令市長、特別区長あて 施行通知

現在、我が国では、国民の約二人に一人が、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなどのアレルギ－疾患に罹患していると言われており、その患者数は近年増加傾向にあり、重大な問題となっている。

アレルギ－疾患の中には、急激な症状の悪化を繰り返したり、重症化により死に至ったりするものがあり、職場、学校等のあらゆる場面で日常生活に多大な影響を及ぼしている。

しかし、地域によっては、適切な医療を受けられる体制の整備が進んでおらず、情報が少ないために適切な医療機関を選択できず、誤った民間療法で症状が悪化する場合も少なくない。

このような状況に鑑み、総合的なアレルギ－疾患対策を推進するため、第186回通常国会において、議員立法により、平成26年6月20日に「アレルギ－疾患対策基本法」が成立し、平成26年6月27日法律第98号として公布されたところである。

本法の施行日については、附則第1条において、「公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において

政令で定める日から施行する」と定められており、本日「アレルギ－疾患対策基本法の施行期日」を定める政令（政令第400号）が公布され、平成27年12月5日から施行されることとなったところである。

ついては、本法制定の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、アレルギ－疾患対策の一層の推進に向けて、十分御了知の上、貴管内各市町村、関係団体及び関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきようお願いします。

ー 以下省略 ー

平成28年度

○京都への修学旅行等における食物アレルギー事前調査票の活用について

平29・3・17 教学部第5366号 指導1課長、健康教育課長から市立各中・特別支援学校長あて

日頃、各学校におかれましては、食物アレルギーを有する生徒への対応について、特段の配慮をいただき、感謝申し上げます。

標記の件については、別添の写しのとおり、京都府健康福祉部長から通知がありましたので、関係職員に周知をお願いします。

別添 京都への修学旅行等における食物アレルギー事前調査票の活用について

平29・2・27 9健対第203号 京都府健康福祉部長から各都道府県教育委員会主管課長、各指定都市教育委員会主管課長、各都道府県私立学校主管課長、附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課長あて

平素は、本府の健康福祉行政の推進に格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本府におきましては、平成25年度から食物アレルギーのある子どもに安心して、京都への修学旅行等を楽んでもらうことを目的に、食物アレルギー対応のための体制づくりに取り組んでいます。

本取組では、修学旅行等で京都府内の宿泊施設及び食事提供施設を御利用いただくにあたり、食物アレルギーのある子どもの状況を記入いただく事前調査票を活用いただいているところです。この調査票は、事前に保護者の方に食物アレルギーの情報を御記入いただき、受入施設・学校・旅行会社が共有することにより、安心・安全に食事を提供することを目的としています。

つきましては、引き続き、趣旨を御理解いただき、城内の市区町村教育委員会、所管の学校に対して、御周知いただきますようお願いいたします。

なお、本取組内容の詳細につきましては、京都府ホームページ（「食物アレルギーの子京おこしやす」検索）に掲載しておりますので申し上げます。

○さいたま市立学校児童生徒事故等危機管理対応マニュアル作成指針の改訂について

平29・3・28 教学部第5552号 健康教育課長から市立各小・中・高等・特別支援学校長、市立幼児教育センター付属幼稚園長あて 通知

標記の件について、平成24年4月に作成した「さいたま市立学校児童生徒事故等危機管理対応マニュアル作成指針」を改訂しました。

各学校においては、「さいたま市立学校児童生徒事故等危機管理対応マニュアル作成指針【改訂版】」に基づき、自校の危機管理対応マニュアルの見直し、改善を図るとともに、傷病者発生時対応訓練等を実施することで組織的な危機管理体制を一層強化するようお願いいたします。

記

- 1 主な改訂点 別紙「さいたま市立学校児童生徒事故等危機管理対応マニュアル作成指針【改訂版】について」参照
- 2 配付物等 ①冊子「さいたま市立学校児童生徒事故等危機管理対応マニュアル作成指針【改訂版】」各校2部（4月配付）
②電子データ
- 3 その他 自校の危機管理対応マニュアルの提出等については、別途通知します。

平成29年度

○アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針を策定する件について

平29・4・25 事務連絡 健康教育課長から市立各小・中・高等・特別支援学校校長、市立幼児教育センター付 原幼福園長あて

標記の件について、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別添写しのとおり周知依頼がありました。つきましては、各学校においては、「学校給食における食物アレルギー対応の手引き【改訂版】」に基づいて適切に対応していただいているところですが、本基本指針の趣旨を踏まえ、文部科学省ホームページに掲載している資料等も活用し、引き続き、適切なアレルギー対応に取り組みますようお願いいたします。

別添 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針を策定する件について

平29・3・27 事務連絡 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から各都道府県・指定都市教育委員会 学校保健主管課・学校給食主管課、各都道府県私立学校主管課、各国立大学法人附属学校主管課、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会担当課あて 依頼

日頃から健康教育の充実のため御尽力いただき、ありがとうございます。
アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）第1条第1項に基づき、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）が策定され、平成29年3月21日に告示されたところですが、このたび、別添のとおり、厚生労働省健康局がん・疾病対策課から周知依頼がありましたのでお知らせします。

ついては、基本指針の趣旨を踏まえ、文部科学省ホームページに掲載している資料等を活用し、学校設置者、学校、調理場等が、それぞれの立場から主体的にアレルギー対応に取り組みされるよう、引き続き適切な措置をお願いいたします。

<文部科学省ホームページ>

アレルギー疾患対策 (http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353630.htm)

「主な掲載資料」

- ・学校給食における食物アレルギー対応指針
- ・学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン及び要約版
- ・学校におけるアレルギー疾患対応資料（DVD）映像資料及び研修資料

別添 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針を策定する件について

平29・3・24 事務連絡 厚生労働省健康局がん・疾病対策課から文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課あて

アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）第1条第1項の規定に基づき、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号）が策定され、平成29年3月21日に告示されたところです。

告示に当たり、別添のとおり、各都道府県知事・政令指定都市市長・中核市長宛てに通知いたしました。つきましては、貴課におかれまして、貴課に関係機関等に対し周知を図られますよう協力をお願いいたします。

別紙 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針を策定する件について

平29・3・21 健康0321第1号 厚生労働省健康局長から都道府県知事、政令指定都市市長、中核市長あて

— 以下省略 —

○学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の一部改変について

平29・6・23 教学連絡 健康教育課長から市立各小・中・高等・特別支援学校長あて 通知

日頃、各学校におかれましては、食物アレルギーを有する児童生徒への対応について、特段の配慮をいただき、感謝申し上げます。

さて、さいたま市教育委員会では、学校給食における食物アレルギー対応の一層の充実を図るため、別添資料のとおり「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の記載内容を一部改変します。

つきましては、平成29年7月以降、学校給食における食物アレルギー対応のために医療機関を受診する児童生徒には、改変後の様式を配付していただくようお願いいたします。

記

1 改変箇所

欄外下部の同意を求める記述内容を改変しています。（改変箇所は、欄外のみであり、医師に記入していた部分に改変はありません。）

（改変前）

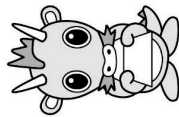
●学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を**教職員全員**で共有することに同意しますか。

（改変後）

●学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を**学校職員（給食調理業務委託先の調理業務従事者も含む）、教育委員会、医療機関**で共有することに同意しますか。

2 その他

さいたま市4医師会に加入されている医療機関には、各医師会をとおして教育委員会から周知をしています。



平成30年度

○新年度の学校給食における食物アレルギーを有する児童生徒への対応等について

平成30・4・2 教学総第5656号 健康教育課長から市立各小・中・特別支援学校長あて 通知
 食物アレルギーを有する児童生徒への対応につきましては、「学校給食における食物アレルギー対応の手引き【改訂版】」に基づき対応していただいているところですが、児童生徒の転入学や教職員の人事異動など、新年度当初は環境が大きく変化することから、下記事項について、給食開始前までに職員会議等の場において全教職員で共通理解を図っていただくようお願いいたします。

- 記
- 1 別紙「学校給食における食物アレルギー対応配慮事項」の確認
 ・各学期の給食開始前に全教職員で確認願います。
 - 2 別紙様式「食物アレルギー・ヒヤリハット報告書」の活用
 ・事故には至らないものの事故になる可能性が高かった事例が発生した場合、今後は随時報告願います。
 - 3 その他参考資料
 ・食物アレルギー対応につきましては、必要に応じて以下の資料も参照いただくようお願いいたします。
 「学校給食における食物アレルギー対応指針」平成27年3月（文部科学省）
 「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン要約版」平成27年3月（文部科学省、公財）日本学校保健会
 「学校におけるアレルギー疾患対応資料（DVD）」（文部科学省）

別紙 学校給食における食物アレルギー対応配慮事項

- 下記事項については、各学期の給食開始前などに繰り返し全教職員による確認を行うこと。
- 1 教職員一人ひとりが役割を認識し対応にあたること。
 (1) ヒューマンエラーが皆無ではないことを前提に、教職員一人ひとりが確認者として重要な役割を担っているという意識をもって確認にあたること。
 (2) 該当児童生徒へ確実除去食等が届くように、「学校給食における食物アレルギー対応の手引き【改訂版】」に示した「チェックリスト」を活用し、各段階において複数で確認すること。
 (3) 些細な点でも疑念や不安が生じた時は、配膳を中断し、必ず、食物アレルギー対応の原本である、保護者確認の上決定した対応が記載された「詳細な献立表」により確認すること。
 (4) 給食時に学級担任が不在になる場合は、代わりに学級を担当する教職員へ食物アレルギーのある児童生徒の配慮事項について確実に引き継ぎをすること。
 (5) 学校生活管理指導表の有無にかかわらず、食後に体調の不具合を訴える児童生徒がいる場合は、食物アレルギーを疑い、適切に対応すること。
 (6) 食物アレルギー事故発生時に、迅速な対応ができるよう「食物アレルギー対応マニュアル」を教室等に掲示し、その活用について理解しておくこと。
 (7) 児童生徒一人ひとりの緊急時の対応方法を正確に把握しておくこと。特に、アドレナリン自己注射薬（エピペン®）を処方されている児童生徒がいる場合は、その管理、取扱いについて、全教職員の間で共通理解を図ること。
 - 2 各段階におけるチェック体制を整え確実に対応すること。
 (1) 献立作成時
 ①加工食品や調味料等を使用する際は、必ず配合表を取り寄せ、使用食品の確認を複数で行うこと。
 ②物資製造時にアレルギー原因食物の混入がないように、納入業者に対し、製造業者に対する確認についても依頼すること。
 (2) 会食時
 ①アレルギー対応食の受け取り時は、必ず、保護者確認の上決定した対応が記載された「詳細な献立表」により確認すること。
 ②アレルギー対応食が確実に全ての該当児童生徒へ届いたことを、複数で確認してから会食を開始すること。

○県アレルギー疾患相談窓口の開設について

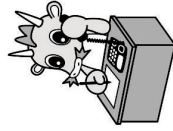
平成30・5・31 教学総第1141号 健康教育課長から市立各小・中・高等・特別支援学校長あて 通知
 標記の件について、別添写しのとおり、埼玉県保健医療部長から周知依頼がありました。つきましては、趣旨を御理解いただき、貴所属教職員へ周知願います。

別添 県アレルギー疾患相談窓口の開設について

平成30・5・29 奏第426-1-3号 埼玉県保健医療部長からさいたま市教育委員会学校教育部長あて 通知
 この度、埼玉県アレルギー疾患医療拠点病院である埼玉医科大学病院（平成30年3月23日指定）において、県民からのアレルギー疾患に関する相談に応じるため、下記のとおり同院内にアレルギー疾患相談室を開設することといたしましたのでお知らせします。
 つきましては、貴市小・中学校及び高等学校、特別支援学校への周知について特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 窓口の名称 埼玉県アレルギー疾患相談室
- 2 実施場所 埼玉医科大学病院
- 3 事業開始日 平成30年6月1日（金）
- 4 受付日時 平日（月曜日から金曜日）午後1時から午後4時まで
- 5 相談対象者 (1) アレルギー疾患の患者やその家族等
 (2) 学校、児童福祉施設、老人福祉施設及び障害者支援施設等の職員
 (3) アレルギー疾患を担当する行政機関の職員
- 6 相談対応者 埼玉医科大学病院 看護師
- 7 相談内容 気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーなどに関する下記のような相談
 ・自己管理や日常の留意点に関すること
 ・症状や薬、検査や治療に関すること
 ・専門医療機関の受診に関すること
- 8 相談方法 原則、電話による相談とする
 ただし、学校、保育所、行政機関等の職員からの相談で、電子メール等による方法が適当な場合は、電子メール等による相談を受けるものとする。
 なお、利用者の状況及び相談内容によっては、相談時間を制限する。
- 9 電話番号等 電話番号：049-276-1763
 FAX 番号：049-294-8821
 E-mail:allergyc@saitama-med.ac.jp



○ アレルギ－疾患生活管理指導表に関する相談事業の開始について

平 31・3・5 健康教職員から市立各中学校長あて 通知
標記の件について、別添写しのとおり、埼玉県保健医療部長から周知依頼がありました。
つきましては、趣旨を御理解いただき、貴所属教職員へ周知願います。
なお、実施については下記を参考にしてください。

記

- 1 本事業を利用する場合は、(1)(2)の書類を健康教育課に提出してください。
(1) アレルギ－疾患生活管理指導表に関する相談票(別紙2)
 - ・添付したWord文書で作成し、S-netメールで健康教育課へ送付してください。
- (2) 学校生活管理指導表(アレルギ－疾患用)
 - ・コピーをとり、名前を黒塗りにしてください。
 - ・PDF化したものをS-netメールで、または、紙媒体を使送便で健康教育課へ送付してください。
- 2 詳細については、別添「埼玉県アレルギ－疾患生活管理指導表に関する相談事業」を参照ください。
- 3 本事業においては、「学校生活管理指導表(アレルギ－疾患用)」及び「保育所におけるアレルギ－疾患生活管理指導表」を総称して、「アレルギ－疾患生活管理指導表」と表記しています。

別添 アレルギ－疾患生活管理指導表に関する相談事業の開始について

平 31・2・19 疾病 2498-2号 埼玉県保健医療部長からさいたま市教育委員会学校教育部長あて 通知
本県のアレルギ－疾患対策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、児童・生徒のアレルギ－疾患につきましては、「学校のアレルギ－疾患に対する取り組みガイドライン」(財団法人日本学校保健会)において、食物アレルギ－等の適切な管理のために学校生活管理指導表(アレルギ－疾患用)(以下「生活管理指導表」という。)の活用が示されています。

埼玉県のアレルギ－疾患対策を推進するために今年度設置された県アレルギ－疾患医療連絡協議会においては、生活管理指導表の活用に関する対策の必要性が課題として取り上げられました。

県内公立小・中学校等において、学校給食における食物除去等の対応に迷う生活管理指導表が提出されている例があるので、報告を受けています。

そこで、学校等におけるアレルギ－疾患のある児童・生徒への対応を支援するために、別添「埼玉県アレルギ－疾患生活管理指導表相談事業」を開始することといたしました。

つきましては、貴市小・中学校及び高等学校、特別支援学校への周知について特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

別添 埼玉県アレルギ－疾患生活管理指導表に関する相談事業

- 1 目的
小・中・高等学校、保育所、幼稚園等において、アレルギ－疾患を有する子どもの安全や養育、生活の質を確保するために、医師による的確な診断と教職員の正しい理解に基づく適切な管理指導を行えるよう支援する。
- 2 実施体制
県が埼玉医科大学病院に委託して運営している県アレルギ－疾患相談室(以下「相談室」という。)の事業として実施する。
- 3 事業の概要
小・中・高等学校、保育所、幼稚園等に提出されたアレルギ－疾患生活管理指導表(※)について対応や管理に迷う場合、教職員からの相談票(別紙2)を用いたメールによる相談に、小児のアレルギ－疾患を専門とする医師が対応する。
※本事業においては、学校生活管理指導表(アレルギ－疾患用)及び保育所におけるアレルギ－疾患生活管理指導表)を総称してアレルギ－疾患生活管理指導表と表記している。
- 4 相談の流れ(別紙1)
 - (1) 公立小・中・高等・特別支援学校について

① 市町村立学校については各市町村教育委員会、県立学校については県教育局保健体育課に相談票と個人情報伏せした生活管理指導表(以下「相談票等」という。)をメールで送付する。

②-1 各市町村以外の市町村立学校の場合)
②-1 各市町村教育委員会が内容を確認し、県教育局保健体育課を経由して相談室に相談票等をメールで送付し、意見や助言を求めらる。

②-2 さいたま市教育委員会が内容を確認し、相談室へ相談票等をメールで送付し、意見や助言を求めらる。
(県立学校の場合)

②-3 県教育局保健体育課が内容を確認し、相談室へ相談票等をメールで送付し、意見や助言を求めらる。
(2) 保育所・幼稚園及び上記(1)以外の学校等については、相談室の電話相談を利用し、必要に応じて相談票等をメールで送付し、意見や助言を求めらる。

ただし、さいたま市の保育所、幼稚園等については、さいたま市保育課を経由する。

5 相談及び回答方法等

(1) 相談日時 相談票等のメールによる相談は随時受け付ける。
(電話相談の受付時間は、月曜日～金曜日 午後1時～4時)

(2) 相談の方法

ア 相談者は、相談票に必要な事項を記入し、個人情報(名前、性別、生年月日、年齢、クラス)を伏せPDFに変換した生活管理指導表を添付し、相談室へメールで送付する。

イ 相談室の担当者は、メールで受理した相談票等を担当の医師に転送する。

ウ 相談票を受理した医師は、意見欄に意見を記載し、相談室に返送する。

エ 相談室の担当者は、担当の医師から返送された相談票を確認し、相談室に相談票等をメールで送付した機関へ返送する。

オ 相談に対しては、相談室で相談票等を受理してから概ね2週間以内にお返答する。

6 担当者連絡会議

年に1～2回、担当をする医師及び事務局との担当者連絡会議を開催し、相談内容に基づく生活管理指導表の活用状況等についての現状確認や対応策の協議を行う。結果は県アレルギ－疾患医療連絡協議会に報告する。

7 事業開始日

本事業は、平成31年2月25日から開始する。

